

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和元年  
12月24日  
(火曜日)

## 目次

- 告示
  - 漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意（農林水産政策課）……………一
  - 保安林予定森林（岩国市）（森林整備課）……………二
  - 保安林の指定（萩市）（森林整備課）……………二
  - 道路の区域の変更（道路整備課）……………三
  - 道路の供用の開始（道路整備課）……………四
- 公告
  - 令和元年度山口県補正予算の要領の公表（財政課）……………四
  - 大規模小売店舗立地法第6条第一項の規定による届出（三件）（商政課）……………九
- 公安委公告
  - 契約の締結……………一三



### 山口県告示第百六十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和元年十二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県告示第百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

令和元年十二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林予定森林の所在場所
  - 岩国市錦町中ノ瀬字上ミ九郎崩一〇九、一〇一〇、一〇二三の四から一〇二四の四まで、字下のかいち一〇〇七四、字九郎崩一〇〇九九、一〇一五四、室の木町二丁目一〇三一から一〇三五まで、一〇三七から一〇三九まで、一〇五〇から一〇五二まで、一〇四六八から一〇四七七まで、一〇四七九の一、一〇四八一、一〇四八二、一〇四八三の一、一〇四八九、一〇四九一から一〇四九三まで、一〇四九五、一〇五〇〇の一、一〇五〇四、一〇五〇六、川西三丁目一〇二三八の一、一〇二三九の一
- 二 指定の目的
  - 土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
      - 字上ミ九郎崩一〇二〇・一〇二三の一・字下のかいち一〇〇七四・字九郎崩一〇〇九九・一〇一五四・室の木町二丁目一〇五〇から一〇五二まで・一〇四六八から一〇四七七まで・一〇四七九の一・一〇四八一・一〇四八二・一〇四八三の一・一〇五〇〇の一・一〇五〇四・一〇五〇六・川西三丁目一〇二三八の一（以上二六筆について次の図に示す部分に限る。）

区	域	区	分
越ヶ浜区域			
通区域			
<p>総トン数十五トン以上二十トン未満の漁船により、主としてえ縄を使用してふぐ又はあまだいをとることを目的とする漁業</p> <p>大型定置網漁業及び籠を使用してばいがいをとることを目的とする漁業</p> <p>総トン数十トン以上の漁船により、釣り又ははえ縄を使用して営む漁業のうち、主としてえ縄を使用してきんめだいをとることを目的とする漁業以外の漁業</p>			

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第二百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和元年十二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 保安林の所在場所

萩市大字弥富上字上大坪一二〇五の一、一二〇八の一、一二一〇、一二一一の一、一二一二の一、一二一三の一、一二一四の二、一二一五の一、一二一七、一二一八、一二二〇、一二二二、一二四六〇、一二四六二の二、字熊ヶ谷一二二九から一二三二まで、一二三四、一二四四から一二四六六まで、一二四六七の一、一二四六八の一、一二四六八の二、一二四六九の一、一二四七一の一、一二四七二の二、一二四七三の一、一二四七三の三、一二四九六から一二四九八まで、字登り尾一二三五、一二三七、一二三八、一二四〇、一二四一の一、一二四二の二、一二四四から一二四六まで、一二四八、一〇九〇八、一〇九〇九、一〇九一四、一〇九一五の一、一〇九一六、一〇九一八、一〇九一九、一二四七四から一二四七七まで、一二四七八の一、一二七〇〇、一二七〇一、字下大坪一二五〇から一二五二まで、一二五四から一二五七まで、一二六一の一、一二六一の三、一二六二、一二六五、一二六六、一二六八の一、一二七〇の一、一二七〇の二、一二七一、一二七九の一、一二八〇、一二八八の一、字代明一二八四、一〇九二六、一〇九二九、一二八三の一、字上亥ノ追一四七八、一四七九、一四八二、一二四八九から一二四九一まで、一二七一五、一二七二六、字屋敷田二五九三の一、二五九三の四、二五九四の一、一六〇四、一六〇八、一二四九九、一二五〇二、字山谷一六六二、一六六三の一、一六六六、一六七六の一、一〇九八三、一〇九八八、一〇九九〇、一〇九九二の一、一〇九九三から一〇

九五五まで、一一〇〇七、一一〇二七の一、一一二二三、一一五五二の一、字姥屋敷一六七九の二、一六八一の一、一六八二、一六八三の一、字岩ヶ本一七〇〇、一七〇四の一、一七〇四の二、一七一四、一七一九、一七二〇、一七二二、一一二一七、字中開作一七八〇、字焼暮一七八六、一七八七、一七八九、一七九二、一一五四三の五、一一五四三の六、一一五四四の四、一一五四四の七から一一五四四の一〇まで、一一五四五の四、一一五四五の五、一一七四六、字平治郎一七九三、一七九五から一七九八まで、一一五四六の三から一一五四六の二二まで、一一五四六の一六、一一五四六の一七、字観音原一八〇二の一、一八〇三の一、字鳥越一八〇九の一、一八一〇の一、一八一〇の二、一八一二、一八一四、一八一八、一一七四八、字炭山一八二〇、一八二五から一八二七まで、一八二九から一八三一まで、一八三二の一、一八三三、一八三三の二、一八三三の三、一八三四、一八三五、一八三七、一八四〇、一一〇一九の二、一一〇二二、一一五五〇、一一五五一の二から一一五五一の三まで、一一五五一の六、一一五五一の七、一一五五一の九から一一五五一の一五まで、一一五五二の一七から一一五五二の二〇まで、一一五五二の二から一一五五二の一四まで、一一五五二の一六、一一五五二の一七、一一五五二の一九、字館一八四六から一八四八まで、一一五四七の二から一一五四七の五まで、一一五四七の一〇、一一五四八、一一五四九の二から一一五四九の六まで、字鳥帽子明一〇九〇〇、一〇九〇一、一〇九〇四、一〇九〇五、字惣治郎一〇九〇六、字大坪一〇九二〇、一〇九二二の一、一〇九二二の二、一〇九二三から一〇九二五まで、字亥ノ追一〇九六三、一〇九六六、一〇九六七、一一〇一九の一、字河内一〇〇〇〇、字屋形一一〇一九、字田ノ口一一〇二四の一から一一〇二四の三まで、字古坂一一〇二四の四、字坂根一一〇二八の一、一一二二二の一、一一五三九の一、字登り尾一二四六二の一

#### 二 指定の目的

水源の涵養

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年十二月二十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道  
路線名 宇部防府線  
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
山口市秋穂東字江上六二八八の三地先から 山口市秋穂東字西浜山五三三の二地先 まで	最狭 一九三・五	最狭 一六七・三	六、六七三・五		
山口市秋穂東字下畠田六二六〇の二地先から 山口市秋穂東字東山六五五六の一地先 及び 山口市秋穂東字東山六五五六の一地先から 山口市秋穂東字沼四〇五〇の一地先まで	最狭 二八七・九	最狭 五〇六・〇	六五七・一		山口市道遍明院 峠線の道路の区域

道路の種類 県道  
路線名 山口秋穂線  
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
山口市秋穂東字南浜田六八六五の一 地先から 山口市秋穂東字下畠田六二六〇の二地 先まで	最狭 一六・四	最狭 一一・九	五二二・〇		
山口市秋穂東字南浜田六八六五の一 地先から 山口市秋穂東字上左尾六七〇九地先ま で	最狭 一六・九	最狭 一六・八	三八七・一		終点の変更及び 道路改良工事の 完了による。

道路の種類 県道  
路線名 宮野上山口停車場線  
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
山口市宮野下字中六反地七八三の一 地先から 山口市宮野下字棚ノ下一〇〇八の一 地先まで	最狭 二二・八	最狭 二二・八	二二〇・五		一般国道二六二 号の道路の区域 (重用)
山口市宮野下字中六反地七八三の一 地先から 山口市宮野下字上湯津一〇三〇の一 地先まで	最狭 二二・八	最狭 二二・八	二二〇・五		一般国道二六二 号の道路の区域 (重用)
山口市宮野下字上湯津一〇三〇の一 地先から 山口市宮野下字湯津一〇三〇の一 地先まで	最狭 二二・八	最狭 二二・八	二二〇・五		一般国道二六二 号の道路の区域 (重用)
山口市宮野下字上湯津一〇三〇の一 地先から 山口市宮野下字湯津一〇三〇の一 地先まで	最狭 二二・八	最狭 二二・八	二二〇・五		一般国道二六二 号の道路の区域 (重用)

道路の種類 県道  
路線名 秋穂港線  
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
山口市秋穂東字花香四九九七の二地 先から 山口市秋穂東字西浜山五三三の二地先 まで	最狭 一九三・五	最狭 一一・九	三、九九〇・〇		終点の変更によ る。県道宇部防府線 の道路の区域

山口県告示第二百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年十二月二十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十四日

山口県知事 村岡 福政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
山口秋穂線	山口市秋穂東字南浜田六八八の一地从先から同市秋穂東字上左尾六七〇九地先まで	令和元年十二月二十五日



(二〇七) 令和元年度山口県補正予算の要領の公表

令和元年十一月山口県議会定例会で議決された令和元年度山口県補正予算の要領は、次のとおりです。

令和元年十二月二十四日

山口県知事 村岡 福政

令和元年度山口県一般会計補正予算（第3号）

令和元年度山口県の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ960,999千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ686,680,081千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

款	入	出	補正額	補正前の額	計
7	分担金及び負担金		7,162	4,072,008	4,079,170
9	国庫支出金		138	231,870	232,008
		1	7,024	3,840,138	3,847,162
		2	114,032	85,969,786	86,083,818
12	繰入金		114,032	35,374,008	35,488,040
		1	1,014	18,242,065	18,243,079
		1	1,014	5,659,789	5,660,803
13	繰越金		838,322	202,521	1,040,843
		1	838,322	202,521	1,040,843
14	諸収入		469	55,679,481	55,679,950
		6	469	6,742,941	6,743,410
		合	960,999	685,719,082	686,680,081
歳入					
歳出					
1	歳入歳出		7,653	1,448,830	1,456,483
		1	7,653	1,448,830	1,456,483
2	総務費		44,922	35,883,926	35,938,848
		1	18,737	16,883,405	16,902,142
		2	6,919	7,349,539	7,356,458
		3	11,459	5,741,336	5,752,795
		4	1,406	1,244,777	1,246,183
		5	270	1,390,526	1,390,796
		6	2,477	2,425,958	2,428,435
		7	1,802	545,008	546,810
		8	803	130,133	130,936
		9	1,049	183,244	184,293
3	民生費		14,297	96,552,298	96,566,595
		1	7,143	75,210,935	75,218,078

4衛 生 費	4兒童福祉費 7生活保護費	6,307 847	19,681,131 1,098,831	19,687,438 1,099,678
5勞 働 費	1公衆衛生費 4環境衛生費 7保健所費 8医薬費	24,833 4,515 4,537 12,471	19,672,390 6,701,764 2,763,690 2,313,521	19,697,223 6,706,279 2,768,227 2,325,992
6農 林 水 産 業 費	2職業能力開発費 4労働委員会費	3,310 1,349	6,190,150 2,497,351	6,193,460 2,500,980
7商 工 費	1労働政費 2職業能力開発費	3,629 1,683	2,497,351 1,339,364	2,500,980 1,341,047
8土 木 費	1農 業 費 2畜 産 業 費 3農 地 費 4林 業 費 5水 産 業 費	597 50,962 35,998 969 2,206 2,546 9,243	108,194 38,712,641 10,537,847 505,203 12,169,065 7,262,117 8,238,409	108,791 38,763,603 10,573,845 506,172 12,171,271 7,264,663 8,247,652
9警 察 費	1商 業 費 2工 敏 業 費 3觀 光 費	6,827 1,838 3,200	50,667,066 2,292,964 47,573,018	50,673,893 2,294,802 47,576,218
10教 育 費	1管 理 費 5都 市 計 画 費 1警 察 管 理 費	1,789 37,494 37,248 246	801,084 77,961,473 6,925,697 4,615,799	802,873 77,998,967 6,962,945 4,616,045
	1教育総務費 2小学校費 3中学校費 4高等学校費 7特別支援学校費 8社会教育費	603,801 17,825 258,674 133,804 117,163 69,369 5,458	146,768,361 21,230,799 41,333,113 25,924,066 27,232,901 15,949,653 1,527,211	147,372,162 21,248,624 41,591,787 26,057,870 27,350,064 16,019,022 1,532,669

第2表 繰越明許費

款	項	事	項	金額
9保健体育費	11学 事 費	1,193 315	500,838 8,833,553	592,031 8,833,868
2 総 務 費	7 保 健 所 費	庁舎等維持管理費		101,622
4 衛 生 費	4 林 業 費	保健所施設整備費		62,753
6 農 林 水 産 業 費	2 道 路 橋 り よ う 費	広域基幹林道開設事業費		93,364
8 土 木 費	3 河 川 海 岸 費	交通安全施設整備事業費		193,543
		道路災害防除費		334,805
		道路改良費		801,432
		単独道路改良費		233,855
		橋りょう補修費		1,143,508
		広域河川改修費		282,500
		固防高潮対策事業費		97,800
		高潮対策事業費		36,000
		堰堤改良事業費		178,306
		通常砂防事業費		291,715
		地すべり対策事業費		57,780
		急傾斜地崩壊対策事業費		122,115
		自然災害防止事業費		13,975
	5 都 市 計 画 費	都市計画街路整備事業費		218,497
		単独都市計画街路整備事業費		4,277
		都市公園整備事業費		150,000

(単位 千円)

9 警 察 費 // 災 害 復 旧 費	6 住 宅 費	過疎地域下水道代行業 費	45,161
	1 警 察 管 理 費	公営住宅建設費 駐在所等改築費	127,837
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	土木過年補助災害復旧事 業費	251,039
合	計		51,100
			4,892,984

第3表 債務負担行為補正  
追 加

事 項	期 間	限 度	額
1 山口しごとセンターに係る指定管理者の指定をすること。	令和2年度から令和6年度まで	891,330千円	
2 交通安全施設整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。(国道47号ほか1か所)	令和2年度	126,000千円	
3 単独交通安全施設整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。(県道光玖珂線ほか4か所)	令和2年度	81,000千円	
4 舗装補修事業の年度を越える工事を一括契約すること。(県道防府環状線ほか2か所)	令和2年度	73,500千円	
5 道路災害防除事業の年度を越える工事を一括契約すること。(国道19号ほか2か所)	令和2年度	126,000千円	
6 過疎地域市町道代行業の年度を越える工事を一括契約すること。(市道苅倉伊佐線)	令和2年度	42,000千円	
7 単独道路舗装事業の年度を越える工事を一括契約すること。(県道美祿曲合線ほか10か所)	令和2年度	107,500千円	
8 単独道路災害防除事業の年度を越える工事を一括契約すること。(国道375号)	令和2年度	10,000千円	
9 単独路側整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。			

10 道路改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。(県道岩国玖珂線ほか5か所)	令和2年度	210,000千円
11 単独道路改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。(県道宇部船木線ほか18か所)	令和2年度	450,000千円
12 橋りょう補修事業の年度を越える工事を一括契約すること。(県道柳井周東線ほか14か所)	令和2年度	199,500千円
13 広域河川改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。(土穂石川ほか4か所)	令和2年度	154,350千円
14 周防高潮対策事業の年度を越える工事を一括契約すること。(厚東川ほか1か所)	令和2年度	147,000千円
15 単独河川改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。(富田川ほか8か所)	令和2年度	54,000千円
16 高潮対策事業の年度を越える工事を一括契約すること。(浦辺海岸)	令和2年度	48,300千円
17 侵食対策事業の年度を越える工事を一括契約すること。(松谷海岸)	令和2年度	115,500千円
18 通常砂防事業の年度を越える工事を一括契約すること。(本郷門西川ほか5か所)	令和2年度	273,000千円
19 地すべり対策事業の年度を越える工事を一括契約すること。(中浦下庄地区ほか1か所)	令和2年度	68,250千円
20 急傾斜地崩壊対策事業の年度を越える工事を一括契約すること。(瀧珠町(2)地区ほか12か所)	令和2年度	477,750千円
21 自然災害防止事業の年度を越える工事を一括契約すること。(山崎地区ほか1か所)	令和2年度	20,000千円
22 港湾改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和2年度	105,000千円

23	港灣既存施設有効活用促進事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (徳山下松港ほか1か所)	令和2年度	81,900千円
24	港湾環境整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (三田尻中関港)	令和2年度	17,955千円
25	単独港湾改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (宇部港)	令和2年度	40,000千円
26	海岸防災事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (宇部港)	令和2年度	107,100千円
27	都市計画街路整備事業の年度を越える用地取得等を一括契約すること。 (新南陽停車場線)	令和元年度から令和2年度まで	603,000千円
28	維新百年記念公園の公園施設に係る指定管理者の指定をすること。	令和2年度から令和6年度まで	1,297,677千円
29	都市公園整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (亀山公園)	令和2年度	21,000千円
30	過疎地域下水道代行事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (周防大島町)	令和2年度	232,050千円
31	県営住宅等に係る指定管理者の指定をすること。	令和2年度から令和6年度まで	5,982,336千円

令和元年度下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算 (第1号)

令和元年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(予算の名称等)

第1条 「平成31年度下関漁港地方卸売市場特別会計予算」の名称を、「令和元年度下関漁港地方卸売市場特別会計予算」とする。

2 令和元年度下関漁港地方卸売市場特別会計予算中の平成31年度以降の元号の表示は、「令和」とする。

(歳入歳出予算の補正)

第2条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ353千円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ377,759千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(単位 千円)

歳 入	款	項	補 正 額	補正前の額	計
5 繰 入 金		1 他会計繰入金	353	234,217	234,570
歳 入		合 計	353	234,217	234,570
歳 出		合 計	353	377,406	377,759
款		項	補 正 額	補正前の額	計
1 下関漁港地方卸売市場費		2 市場管理費	353	377,406	377,759
歳 出		合 計	353	377,406	377,759

令和元年度流域下水道事業特別会計補正予算 (第1号)

令和元年度山口県の流域下水道事業特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(予算の名称等)

第1条 「平成31年度流域下水道事業特別会計予算」の名称を、「令和元年度流域下水道事業特別会計予算」とする。

2 令和元年度流域下水道事業特別会計予算中の平成31年度以降の元号の表示は、「令和」とする。

(歳入歳出予算の補正)

第2条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ246千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,412,409千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳 入	款	項	補 正 額	補正前の額	計
3 繰 入 金		1 他会計繰入金	246	184,121	184,367
歳 入		合 計	246	184,121	184,367
歳 出		合 計	246	1,412,163	1,412,409

ㇿ

歳 出 款	項	補 正 額	補正前の額	計
1 流域下水道事業費	1 流域下水道費	246	1,412,163	1,412,409
	合 計	246	1,412,163	1,412,409
令和元年度港湾整備事業特別会計補正予算 (第1号)				

令和元年度山口県の港湾整備事業特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(予算の名称等)

第1条 「平成31年度港湾整備事業特別会計予算」の名称を、「令和元年度港湾整備事業特別会計予算」とする。

2 令和元年度港湾整備事業特別会計予算中の平成31年度以降の元号の表示は、「令和」とする。

(歳入歳出予算の補正)

第2条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,364,499千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正	歳 入 款	項	補 正 額	補正前の額	計
5 県 債	1 県 債	債	1,000	1,266,326	1,267,326
	合 計	債	1,000	1,266,326	1,267,326
歳 入 款	合 計	計	1,000	3,363,499	3,364,499
	1 港湾整備事業費	項	補 正 額	補正前の額	計
歳 出 款	1 港湾整備事業費	費	1,000	3,363,499	3,364,499
	合 計	計	1,000	3,363,499	3,364,499

第2表 債務負担行為補正追加

事 項	期 間	限 度	額
1 港湾整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (徳山下松港はか1カ所)	令和2年度	1/10,000千円	

第3表 地方債補正変更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正 後	
	補 限度額	償還の方法	補 限度額	償還の方法
港 湾 整 備 事 業	1,266,326千円	証書借付方式 元金均等償還 利率は年8.0%以内 借入の資金は、直し後見の利率による。	1,267,326千円	証書借付方式 元金均等償還 利率は年8.0%以内 借入の資金は、直し後見の利率による。

令和元年度国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)

令和元年度山口県の国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(予算の名称等)

第1条 「平成31年度国民健康保険特別会計予算」の名称を、「令和元年度国民健康保険特別会計予算」とする。

2 令和元年度国民健康保険特別会計予算中の平成31年度以降の元号の表示は、「令和」とする。

(歳入歳出予算の補正)

第2条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ12,166千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144,930,276千円とする。



2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳入	款	項	補正額	補正前の額	計
8歳入	金	1 他会計繰入金	253	8,434,524	8,434,777
			253	8,084,878	8,085,131
9歳入	金	1 繰越金	11,913	2,094,383	2,106,296
		合計	11,913	2,094,383	2,106,296
歳入	合計		12,166	144,918,110	144,930,276
歳出	合計		12,166	144,918,110	144,930,276
1歳出	総務費	1 総務管理費	253	36,499	36,752
			253	36,150	36,403
4前期高齢者納付金等	合計		11,913	55,403	67,316
		1 前期高齢者納付金等	11,913	55,403	67,316
歳出	合計		12,166	144,918,110	144,930,276

(総則)

第1条 令和元年度山口県の電気事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(予算の名称等)

第2条 「平成31年度電気事業会計予算」の名称を、「令和元年度電気事業会計予算」とする。

2 令和元年度電気事業会計予算(以下「予算」という。)中の平成31年度以降の元号の表示は、「令和」とする。

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	支	補正予定額	既決予定額	計
第2款	電気事業費用	出	2,580千円	1,581,727千円	1,584,307千円
第1項	営業費用	出	2,580千円	1,542,745千円	1,545,325千円

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第4条 予算第8条中「職員給与費437,473千円」を「職員給与費440,053千円」に改める。

令和元年度工業用水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和元年度山口県の工業用水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(予算の名称等)

第2条 「平成31年度工業用水道事業会計予算」の名称を、「令和元年度工業用水道事業会計予算」とする。

2 令和元年度工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)中の平成31年度以降の元号の表示は、「令和」とする。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	支	補正予定額	既決予定額	計
第2款	工業用水道事業費用	出	4,671千円	6,157,996千円	6,162,667千円
第1項	営業費用	出	4,671千円	5,891,296千円	5,895,967千円
第4条	予算第9条中「職員給与費739,500千円」を「職員給与費744,171千円」に改める。				

(二〇八) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

「該届出は、令和元年十二月二十四日から令和二年四月二十四日までの間、山口県商工労働部庶政課及び田布施町役場において公表の縦覧に供します。

令和元年十二月二十四日

山口県知事 村岡 福政

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 マックスバリュ田布施店

所在地 熊毛郡田布施町大字麻郷奥一〇の一  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名 称 住 所 代表者の氏名  
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一  
 式会社  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変	更	前	変	更	後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	—	—	有限会社エモト	—	—
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	—	—	熊毛郡田布施町大字大波野七八八	—	—
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	—	—	榎本 元昭	—	—

四 届出年月日  
 令和元年十一月七日  
 五 変更年月日  
 平成二十四年十月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名 称 マックスバリュ田布施店  
 所在地 熊毛郡田布施町大字麻郷奥一〇の一  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名 称 住 所 代表者の氏名  
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一  
 式会社  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変	更	前	変	更	後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	—	—	あさひ製菓株式会社	—	—

四 届出年月日  
 令和元年十一月七日  
 五 変更年月日

平成二十九年八月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名 称 マックスバリュ田布施店  
 所在地 熊毛郡田布施町大字麻郷奥一〇の一  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名 称 住 所 代表者の氏名  
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一  
 式会社  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変	更	前	変	更	後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	—	—	株式会社岩崎宏健堂	—	—
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	—	—	富永 幸朗	—	—
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	—	—	上野山孝誠	—	—

四 届出年月日  
 令和元年十一月七日  
 五 変更年月日  
 平成三十年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名 称 マックスバリュ田布施店  
 所在地 熊毛郡田布施町大字麻郷奥一〇の一  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名 称 住 所 代表者の氏名  
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一  
 式会社  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変	更	前	変	更	後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	—	—	加栗 章男	—	—
大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	—	—	—	平尾 健一	—	—

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	マックスバリュ西日本株式会社	〃	〃
---------------------------	----------------	---	---

- 四 届出年月日  
令和元年十一月七日
- 五 変更年月日  
令和元年九月十日

(二〇九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和元年十二月二十四日から令和二年四月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年十二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ザ・ビッグ周東店
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 所 代表者の氏名  
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一  
株式会社
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社メディア企画	—

- 四 届出年月日  
令和元年十一月二十二日
- 五 変更年月日  
平成二十九年八月三十一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ザ・ビッグ周東店
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 所 代表者の氏名  
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一  
株式会社
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社山陽イエローハット	株式会社岩国イエローハット	株式会社山陽イエローハット
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	〃	岩国市麻里布町六丁目八番一〇号	岩国市尾津町一丁目六番七号

- 四 届出年月日  
令和元年十一月二十二日
- 五 変更年月日  
平成二十九年九月一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ザ・ビッグ周東店
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 所 代表者の氏名  
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一  
株式会社
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社大創産業	矢野 博丈	矢野 靖二

- 四 届出年月日

五 令和元年十一月二十二日  
変更年月日  
平成三十年三月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 ザ・ビッグ周東店  
所在地 岩国市周東町下久原四七四の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 住 所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一  
式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	加栗 章男	〃	平尾 健一
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	社	〃	〃
	マックスバリュ西日本株式会社		

四 届出年月日

令和元年十一月二十二日

五 変更年月日

令和元年九月十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ザ・ビッグ周東店

所在地 岩国市周東町下久原四七四の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一  
式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社サンオーク	〃

四 届出年月日

令和元年十一月二十二日

五 変更年月日

令和元年九月三十日

(二一〇) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和元年十二月二十四日から令和二年四月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年十二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ザ・ビッグ安岡店

所在地 下関市梶栗町四丁目三番三三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社博多グリーンホ テル 福岡市博多区博多駅中央街三番一一号 菊谷 茂吉

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社グロービス	〃

四 届出年月日

令和元年十一月二十二日

五 変更年月日

平成二十七年十一月三十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ザ・ビッグ安岡店

所在地 下関市梶栗町四丁目三番三三三号  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名  
 株式会社博多グリーンホ 福岡市博多区博多駅中央街三番一號 菊谷 茂吉

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	矢野 博文	矢野 靖二

四 届出年月日

令和元年十一月二十二日

五 変更年月日

平成三十年三月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ザ・ビッグ安岡店

所在地 下関市梶栗町四丁目三番三三三号  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名  
 株式会社博多グリーンホ 福岡市博多区博多駅中央街三番一號 菊谷 茂吉

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	黒瀬 勝	黒瀬 邦治

四 届出年月日

令和元年十一月二十二日

五 変更年月日

平成三十一年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ザ・ビッグ安岡店

所在地 下関市梶栗町四丁目三番三三三号  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名  
 株式会社博多グリーンホ 福岡市博多区博多駅中央街三番一號 菊谷 茂吉

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	加栗 章男	平尾 健一

四 届出年月日

令和元年十一月二十二日

五 変更年月日

令和元年九月十日

公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和元年十二月二十四日

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一號  
 二 落札に係る物品等の名称及び数量

山口県知事 村岡 嗣 政



- 三 電子申請用ネットワークシステム 一式  
契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
令和元年十一月六日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
西日本電信電話株式会社 大阪市中央区馬場町三番一五号
- 六 落札金額  
六千七百九十八万円
- 七 入札公告日  
令和元年九月二十四日
- 八 その他
  - (一) 契約担当者  
山口県知事 村岡 嗣政
  - (二) 調達方法  
借入れ
  - (三) 落札方式  
最低価格
- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量  
警察情報通信ネットワークシステム回線接続機器 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
令和元年十一月六日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練堀町三番地
- 六 落札金額  
三千六百六十七万六千二百円
- 七 入札公告日  
令和元年九月二十四日

- 八 その他
  - (一) 契約担当者  
山口県知事 村岡 嗣政
  - (二) 調達方法  
借入れ
  - (三) 落札方式  
最低価格

令和元年十二月二十四日印刷  
令和元年十二月二十四日発行

発行人所 山口県知事  
山口市